

納期を忘れては いませんか!!

水道料金の納付期限(毎月20日)内に支払がない場合には督促状が發送されます。

督促状による納付期限は翌月の15日です。各金融機関窓口で納めてください。

納付期限(毎月20日)や督促納付期限(翌月15日)までに納めない場合、期限が過ぎた納付書では金融機関窓口で、料金納入する事は出来ません。直接水道局窓口でのお支払となります。

督促納付期限までにお支払がない場合、給水停止になる場合があります。

*給水停止となるご家庭は、月七五〇件近くあります。
*給水停止業務は、昼間に行いますが、タンクが設置されているご家庭では、タンクの中の水が無くなるまで気がつかず、夜間や早朝にあわてる場合がありますので、ご注意ください。

(給水停止された場合)

タンクが有る家



(例)11月分料金の納付期限について

3月	2月	1月	
	15日	20日	
	督促納付期限 給水停止 手続き開始	納付制期限 及び 口座再振替日	5日 口座振替日

平成八年度中の毎月の徴収率は、平均九十二%です。

これは、月約八千万円もの料金が期限内に納められていないということと、督促や給水停止手続に余計な費用をかけていることとなります。

つまり、毎月八%の人が期限内に納めないために、水道運営の経費がその分、割高になっているということなのです。

「水道料金の値上げを抑えるためには」お客さまが、期限内に料金を納めていただくことが必要なことです。お客さまのご協力をお願いいたします。

○納付期限が過ぎた後のお支払は水道局窓口へ!

○転居の際は、少なくとも五日前にご連絡を!

○使用者が変わったら、届出をお忘れなく

業務第二課整理係
☎八三二一四二七九

第10代水道事業管理者 就任のあいさつ

市民の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私こと山田義浩は、平成9年2月23日付で那覇市水道事業管理者に就任いたしました。市民が快適で文化的な生活を営むうえで欠かすことのできない水道事業に携わることになり、責任の重大さを痛感しているところでございます。市民の皆様には安全な水道水を安定的に供給できるよう職員共々誠心誠意努力する所存であります。しかしながら、気がかりなことに年明け以降少雨傾向にあり、早くも渇水が心配されております。市民の皆様には、引き続き節水にご協力を賜わり、水資源の有効利用にご配慮いただきますようお願い申し上げます。就任のあいさついたします。



山田 義浩